

公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月11日

岩手県公安委員会

委員長 谷 村 邦 久

岩手県公安委員会規則第8号

公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年岩手県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（趣旨） 第1条 この規則は、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「法」という。）</u><u>第6条から第9条まで及び国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号）第11条の規定並びに行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年岩手県条例第33号。以下「条例」という。）</u>第3条から第6条までの規定に基づき、<u>法令（法律及び法律に基づく命令をいう。以下同じ。）又は他の条例若しくは規則に</u>特別の定めのある場合を除くほか、公安委員会等（公安委員会、警察本部長及び警察署長をいう。以下同じ。）に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合について必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）・（2） [略] <u>（3） 申請等 法第3条第8号又は条例第2条第6号に規定する申請等をいう。</u> <u>（4） 処分通知等 法第3条第9号又は条例第2条第7号に規定する処分通知等をいう。</u> （電子情報処理組織を使用して行うことができる申請等の指定） 第3条 公安委員会等に対して行われる申請等のうち、<u>法第6条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるもの又は条例第3条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用して行わせることができるものは、公安委員会が別に定めるものとする。</u> （電子情報処理組織による申請等） 第4条 <u>法第6条第1項又は条例第3条第1項の規定に基づき</u>	（趣旨） 第1条 この規則は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年岩手県条例第33号。以下「条例」という。）第3条から第6条までの規定に基づき、他の条例<u>又は規則に</u>特別の定めのある場合を除くほか、公安委員会等（公安委員会、警察本部長及び警察署長をいう。以下同じ。）に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合について必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）・（2） [略] （電子情報処理組織を使用して行うことができる申請等の指定） 第3条 公安委員会等に対して行われる申請等のうち、条例第3条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用して行わせることができるものは、公安委員会が別に定めるものとする。 （電子情報処理組織による申請等） 第4条 条例第3条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を

電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、公安委員会の定めるところにより、公安委員会等の使用に係る電子計算機と当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって公安委員会が定める技術的基準に適合するものと電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、次に掲げる事項を入力して申請等を行わなければならない。ただし、申請等を行う者が、第2号に掲げる事項を入力できない場合には、当該事項が記載された書面等を提出するものとする。

(1) [略]

(2) 当該申請等を書面等により行うときに法令又は条例等の規定により添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され、若しくは記録されている事項又は記載すべき、若しくは記録すべき事項（前号に掲げるものを除く。）

2・3 [略]

4 第1項の規定により申請等を行う者は、公安委員会が別に定めるものを除き、公安委員会等から事前に交付された識別番号及び暗証番号を電子計算機から入力して申請等を行わなければならない。ただし、公安委員会が別に定める申請等を行う者は、申請等を行うときに、当該申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る次のいずれかの電子証明書を併せて送信するものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者が発行した電子証明書

5 法令又は条例等の規定に基づき書面等以外の有体物の提出を要する申請等を行う者が法第6条第1項又は条例第3条第1項に規定する申請等を行うときは、当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。

6 [略]

7 法令又は条例等の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第1項の規定により当該書面等のうち1通に記載すべき、又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき、又は記載されている事項を入力したものとみなす。

8 公安委員会等は、第1項の規定により申請等を行う者が同項各号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請等について規定した法令又は条例等の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項の入力を要しないこととすることができる。

使用して申請等を行う者は、公安委員会の定めるところにより、公安委員会等の使用に係る電子計算機と当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって公安委員会が定める技術的基準に適合するものと電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、次に掲げる事項を入力して申請等を行わなければならない。ただし、申請等を行う者が、第2号に掲げる事項を入力できない場合には、当該事項が記載された書面等を提出するものとする。

(1) [略]

(2) 当該申請等を書面等により行うときに条例等の規定により添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され、若しくは記録されている事項又は記載すべき、若しくは記録すべき事項（前号に掲げるものを除く。）

2・3 [略]

4 第1項の規定により申請等を行う者は、公安委員会が別に定めるものを除き、公安委員会等から事前に交付された識別番号及び暗証番号を電子計算機から入力して申請等を行わなければならない。ただし、公安委員会が別に定める申請等を行う者は、申請等を行うときに、当該申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る次のいずれかの電子証明書を併せて送信するものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 前2号に掲げるもののほか、公安委員会が別に定める電子証明書

5 条例等の規定に基づき書面等以外の有体物の提出を要する申請等を行う者が条例第3条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用して申請等を行うときは、当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。

6 [略]

7 条例等の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第1項の規定により当該書面等のうち1通に記載すべき、又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき、又は記載されている事項を入力したものとみなす。

8 公安委員会等は、第1項の規定により申請等を行う者が同項各号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請等について規定した条例等の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項の入力を要しないこととすることができる。

(1)～(3) [略]

9 公安委員会等は、第1項の規定により申請等を行う者が同項第2号に掲げる事項を入力する場合において、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であつて、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した法令又は条例等の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができる。

10 法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると公安委員会等が認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものと公安委員会等が認める場合

(3) 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第1項の規定による入力が困難である場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能な場合又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

11 前項の場合において、申請等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分に限る。）は、電子情報処理組織を使用して申請等（当該部分を除く。）を行った日から1週間以内にしなければならない。

（電子情報処理組織を使用して行う処分通知等）

第5条 公安委員会等は、法第7条第1項又は条例第4条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用して行われた申請等に対する処分通知等を行う場合は、当該処分通知等を公安委員会等の使用に係る電子計算機と当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて公安委員会が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行わなければならない。

2 公安委員会等は、前項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等について書面等に記載すべきこととされている事項を、公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力し、公安委員会が別に定める場合を除き、当該処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに

(1)～(3) [略]

9 公安委員会等は、第1項の規定により申請等を行う者が同項第2号に掲げる事項を入力する場合において、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であつて、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した条例等の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができる。

（電子情報処理組織を使用して行う処分通知等）

第5条 公安委員会等は、条例第4条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用して行われた申請等に対する処分通知等を行う場合は、当該処分通知等を公安委員会等の使用に係る電子計算機と当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて公安委員会が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行わなければならない。

2 公安委員会等は、前項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等について書面等に記載すべきこととされている事項を、公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力し、当該処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

記録しなければならない。 3 [略] 4 <u>法第7条第1項ただし書に規定する方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。</u> (1) <u>処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力</u> (2) <u>電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の公安委員会の定めるところにより行う届出</u> 5 <u>法第7条第5項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。</u> (1) <u>処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると公安委員会等が認める場合</u> (2) <u>処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると公安委員会等が認める場合</u> (電磁的記録による縦覧等) 第6条 公安委員会等は、<u>法第8条第1項又は条例第5条第1項の規定に基づき電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を備え置く方法により行うものとする。</u> (電磁的記録による作成等) 第7条 公安委員会等は、<u>法第9条第1項又は条例第6条第1項の規定に基づき電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る情報を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって記録する方法により行うものとする。</u> (氏名又は名称を明らかにする措置) 第8条 <u>法第6条第4項又は条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、第4条第4項に規定する識別番号及び暗証番号を電子計算機から入力する措置とする。</u> ただし、公安委員会が別に定める申請等については、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって同項各号に掲げる電子証明書のいずれかを当該申請等と併せて送信する措置その他申請等を行った者を確認するための措置として公安委員会が定める措置とする。 2 <u>法第7条第4項又は条例第4条第4項に規定する氏名又は</u>	3 [略] 第6条 公安委員会等は、条例第5条第1項の規定に基づき電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を備え置く方法により行うものとする。 (電磁的記録による作成等) 第7条 公安委員会等は、条例第6条第1項の規定に基づき電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る情報を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって記録する方法により行うものとする。 (氏名又は名称を明らかにする措置) 第8条 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、第4条第4項に規定する識別番号及び暗証番号を電子計算機から入力する措置とする。ただし、公安委員会が別に定める申請等については、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって同項各号に掲げる電子証明書のいずれかを当該申請等と併せて送信する措置その他申請等を行った者を確認するための措置として公安委員会が定める措置とする。 2 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする
--	---

名称を明らかにする措置は、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって公安委員会の定めるものを当該処分通知等と併せて公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置その他処分通知等を行った者を確認するための措置として公安委員会が定める措置とする。 3 <u>法第9条第3項又は条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、第1項本文に規定する措置に準ずるものとする。</u>	措置は、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって公安委員会の定めるものを当該処分通知等と併せて公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置その他処分通知等を行った者を確認するための措置として公安委員会が定める措置とする。 3 条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、第1項本文に規定する措置に準ずるものとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の規定に基づき行われた申請等については、なお従前の例による。